

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は長期に渡って全国各地で拡大し、様々な影響を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。あわせて、医療従事者や病床の不足が生じ、医療崩壊の危機に直面するという想定されなかった事態も発生した。

また、今後30年以内に、高い確率で首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想されている。東日本大震災や近年頻発している大規模災害では、災害廃棄物の撤去が思うように進まず、また支援物資の輸送の遅れも発生し、被災した地方自治体の行政機能の停止等も問題となった。

近年は、全国各地で毎年のように甚大な被害をもたらす大規模自然災害が発生しており、本市においても、令和元年房総半島台風等によって甚大な浸水被害が生じている。

我が国は、これまで感染症の拡大や大規模自然災害といった緊急事態に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法などにより対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなる恐れもある。

感染症や自然災害に強い社会をつくることは、国全体にとって喫緊の課題であり、国の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できるよう関係法令の在り方について、建設的かつ広範な議論を促進することを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣

宛て

横浜市会議長
清水 富雄